

「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の概要

<京都市との連携内容>

	項目	内容
①	連絡体制の確立	当社は、大規模災害発生時で、広範囲の停電が継続するような場合には、必要に応じて京都市が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、相互に連絡体制を確立し、停電情報等必要な情報の共有に努める。
②	市管理道路上の支障物（電力設備）除去	京都市と当社は、当社が所有する設備が京都市の管理する道路の通行に支障をきたした場合は、相互連携して通行の確保にあたりるとともに、京都市が管理する緊急輸送道路や被災時に孤立集落が発生する道路については、優先的に実施する。
③	道路上の障害物除去作業の要請	当社は、早期の停電復旧作業のために、京都市に対して必要な箇所の道路上の障害物除去作業を要請できる。
④	電源車の配置	当社は、停電の仮復旧のための電源車の使用にあたっては、復旧見通しおよび仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、京都市又は関係市町村と適宜協議を行う。
⑤	復旧作業のための活動拠点の提供	当社は、停電復旧作業に必要となる活動拠点の確保について、必要に応じて、京都市又は京都市を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、京都市はその要請に協力する。
⑥	市民への停電情報等の発信	京都市および当社は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報および復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
⑦	重要施設情報の共有	京都市および当社は、病院、防災関連施設等の重要施設に可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組む。優先して停電復旧又は仮復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有する。
⑧	事前対策の実施	京都市および当社は、倒木等による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、関係団体や地域と連携の上、事前対策について検討等を行う。
⑨	訓練への積極的な協力	京都市および当社は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力する。